

## 仕様書

### 1 委託業務名

大分県立美術館アトリウム新規作品設置等委託業務

### 2 委託業務の目的

大分県立美術館開館10周年事業の一環として、1階アトリウムに新規の作品を設置する。県立美術館の建築は「街に開かれた縁側としての美術館」というコンセプトで設計された。特にアトリウムは開放的な空間を備え、かつ無料で利用できて気軽に立ち寄れる、まさに縁側の空間である。アトリウムには開館当時から県民に親しまれるインスタレーションが設置されているが、この度、開館10周年を記念して新たな作品を加えることで、さらに空間の魅力を高めること、また来館者にとって記念的・印象的な空間体験を提供することを目的として本業務を委託する。

### 3 履行期間

契約締結の日から令和8年 3 月31日まで

### 4 委託業務内容

大分県立美術館アトリウム新規作品設置 作家選定、制作進行管理、作品搬入及び設置  
作品制作要件

- ア 大分県立美術館 1 階アトリウムに設置する作品を制作すること
- イ 作品は美術館の環境を損なわない素材で制作すること(化学物質、虫損の発生の可能性に留意すること、また急速に劣化する可能性のある素材を用いないこと)
- ウ 触れてもよい作品とすること(ただし鑑賞者の安全に配慮すること)
- エ 特殊な機材等を使用せずに、美術館職員が容易に移動できる作品であること(展示場所が変わる可能性があるので留意すること)
- オ アトリウムの使用状況によっては一時的に撤去する可能性もあるので、高さ 210cm 未満、幅 138cm 未満の作品とするか、何らかの方法によりそれ以下に小さく可変する機構を備えること
- カ 600kg/1 m<sup>2</sup>未満の重さであること
- キ 電気を使用する作品の場合、事前に相談すること
- ク 上記オのように状態が変わる作品である場合、マニュアルを併せて作成すること

### 5 その他

- (1)業務の実施にあたっては、委託者と十分協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。

- (2)本業務の実施にあたって、不具合が生じた場合は、速やかに県に報告し、県と協議のうえ、必要な措置を講じるものとする。
- (3)業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処すること。
- (4)受託者は、本業務にあたって、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに県と協議するものとする。